令和2年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じた旨 の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次の とおり公表する。

令和3年12月23日

佐賀県監査委員 久 本 智 博

> 荒木敏也 同

> 同 角 貞樹

> 口 大場芳博

令和2年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見

措置の内容

第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 3 各論

さがラボ構想推進事業費(地方創生交付金)・やわらかBiz創出事業費(地方創生交付金)報告書 P35

【監査意見】事業に対する成果指標の追加について

当事業としては先述の通り、一定の効果が確 認できた。

金)|及び「やわらかBiz創出事業費(地方創生|力的で多様な就業機会創出することを目指して 交付金)」の事業目的からすると、現在設定しいるため、事業成果の指標として育成した事業 ている成果指標以外にも、同事業がサポートしが継続し、実際に雇用創出に繋がっているかま 起業した事業が継続している数もひとつの指標で定点観測していく必要性から指摘されたもの にしてみてはどうだろうか。事業が継続していして考える。 るということは多様な就業機会の創出が継続し ていることにも繋がり、また、多様な企業が継 長曲線をとるビジネス形態で、黒字化までに時 続し、累積していくことで、県全体が一つのイ間がかかるもののその後は急成長を遂げること ンキュベートスペース「さがラボ」として有機|目指している。その分、失敗するリスクや早々 的に機能することにも繋がるのではないか。

トアップ企業が数多く生まれ、大きく成長して関果としては事業資金調達事業を並走させつつ、 いくことを期待したい。

(産業政策課)

本事業は、県内スタートアップ企業等が佐賀 から全国や世界を目指して革新性あるビジネス 「さがラボ構想推進事業費(地方創生交付を立ち上げ、県内において若者・女性等への魅

一般的にスタートアップは「亅カーブ」の成 に事業戦略を見直す可能性を抱えているが、将 今後当事業により、佐賀県から優良なスター▼来的に飛躍的な成長を遂げることを期待して、 本事業において全国や世界に通用する佐賀発の スタートアップ企業等を発掘し、育てていきた いと考えている。そのため、支援した事業自体 がどのくらい継続しているかを指標とするより も、事業がいかに成長しているかを指標にする ほうが適正に事業効果を図れると考えていると ころであり、資金調達成功件数を挙げていると ころである。

現在のところ指標の見直し・追加は考えてい ないが、継続的に優良なスタートアップ企業を 生み出していくためには、多面的に事業効果を 計測していく必要性は認識しており、ご意見も 踏まえてこれからも適切な効果指標の設定をし ていきたい。

AI・IoT等活用推進事業費(推進交付金)(報告書 p 40)

【監査意見】センターの運営について

る設問で収集可能であれば、文章で自由に記載|なアンケートの収集を実施してこなかった。 させる形式ではなく、選択形式にすることで回 答者の負担が軽減され、回答率が改善される可┞の収集は、センター運営におけるナレッジの 能性がある。

といった先進技術の導入支援や県内IT産業の成|業スマート化センターの運営委託業務の内容に 長支援を行うことで企業の生産性向上やビジネ」盛り込むなどして実施していく。 ス創出を図ることである。この目的を達成する ためには、センターが交渉の場まで繋いだ案件 についてその後どのような契約に至ったのか、 どのように解決していったのかの経過について 当事者が回答できる範囲で情報を収集すること は貴重なナレッジになる。

事業内容に記載のとおり、センターの業務内 容の一つとして、AI・IoT といった先進技術の 中小企業等における活用の実例を調査・集約 し、活用方法や導入効果などについて報告書と してとりまとめることになっており、その事例 情報の収集に当っては、単に調査活動に留まら ず、そのことを通じて県内企業等への普及啓発 にも資するよう努める必要があると考えられ

(産業政策課)

アンケートの収集は、サポーティングカンパ 産業スマート化センターの運営においては、 ニーだけでなく、利用者からも収集すべきであ|利用者に対して、状況に応じてその後の個別ヒ ると考える。また、必要な情報が選択形式によりアリング等の対応は行ってきたものの、定型的

監査意見のとおり、利用者に対するアンケー 蓄積に資するものであることから、利用者の状 当事業の目的は、県内企業におけるAI やIoTI況も鑑みつつ実施方法を検討の上、次年度の産

る。

このようにアンケート形式を工夫することでより情報収集が可能になり、蓄積されたナレッジを活用して県内企業が抱える事業や経営上の課題に対し、AI・IoTなどテクノロジーを使った解決をしていくことで、当事業の有効性・効率性は更に期待できると考える。

プロフェッショナル人材戦略拠点事業費(地方創生交付金)報告書P43

【監査意見】支援対象について

佐賀県という地域の特性からすると有力な地場企業であってもプロ人材の採用は困難であろうことは理解に難くないが、国・県が公として佐賀県内でのプロ人材とのマッチングを推進するのであれば、より採用力に劣るスタートアップ企業・中小企業等への支援を行い佐賀県全体としての産業競争力の底上げに繋げるべきものと考える。

当事業は、手を挙げた事業者は支援を受けることができるため機会は公平である。よって、なぜスタートアップ企業等から手が挙がらないかを検証し、周知が足りないのであれば広報を工夫し、条件面がスタートアップ企業等に適していないのであれば条件の見直しの必要性を検討する等を行うことで、より当事業を必要としている事業者に届くような創意工夫を期待する。

(産業政策課)

プロフェッショナル人材の雇用には、相応の 待遇や報酬の手当ができる財務力が必要となる ため、これまで、比較的規模の大きな企業での マッチング実績が多くなり、相対的に、追加経 費の支出の決断ができない小規模な事業者の割 合が低くなっているという点はご指摘のとおり である。

これらの要因に対応するべく、令和2年度から、新たに「副業・兼業」という形でのプロ人材マッチング促進を開始しているところであるが、正規雇用の場合と比較して、人件費を抑えられる点、リモートワークの活用や交通費補助により立地面での不利な影響を緩和することができる点に加え、より的を絞った課題にリーチしやすいといった利点があり、小規模な事業というである。今後も継続して「副業・兼業」の形態の普及を図り、小規模事業者におけるプロ人材の活用を促し、地域産業競争力の底上げにつなげていく。

また、県と拠点、関係団体等との意見交換等を行いながら、正規雇用や「副業・兼業」を含め、きめ細かい企業ニーズに対応した柔軟な人材活用を提案していく。

創業等支援拠点活動促進事業費補助 報告書P47

【監査意見】佐賀県地域産業支援対策事業について

化を図らなければならない」とする経済性、効|遣等の支援内容に一部重複が発生している。 率性の観点からは非効率な運営状況である。

施することを検討するべきであると考える。

(産業政策課)

先述の通り、本センターにおける事業の一部 佐賀県地域産業支援センターにおける当該事 は「佐賀県産業スマート化センター」や「よろ|業では、「佐賀県産業スマート化センター」や ず支援拠点事業 | と重複した部分があり、地方|「よろず支援拠点事業 | などと連携して地域の 自治法第2条15項の「地方公共団体は、常にそ」事業者の支援を行ってきており、それぞれ一定 の組織及び運営の合理化に努めるとともに、他 の分担、棲み分けがある一方、各機関の支援の の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正┃向上・多様化などにより、経営相談や専門家派

このような状況を改善するため、令和3年度 そのため、今後は、「佐賀県産業スマート化」以降、創業等支援拠点活動促進事業費補助を廃 センター」や「よろず支援拠点事業」と本セン」止し、上記重複の解消を図ったほか、成長性が ターとの事業内容の棲み分けを徹底もしくは業|見込める起業家やスタートアップ企業等から頼 務を集約化する等、より経済的かつ効率的に実しい、世界で活躍する企業を育てられる存在と なることを目指した経営資源配分を行うことと した。

> そのような支援センターの在り方の見直しの 第一歩として、令和3年度から、施設名称を現 在の「佐賀県地域産業支援センター」から「佐 賀県産業イノベーションセンター」に変更し、 新たな市場創出にチャレンジするスタートアッ プ等の発掘から育成、スケールアウトまでを一 貫して支援する、スタートアップコンシェル ジュを新たに配置することとしている。本県産 業のイノベーションの促進及び県内事業者の事 業活動の変革を主眼とする施設へと移行するこ とと併せ、その目的の達成に向け、経済的かつ 合理的に事業を実施していく。

佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金(新規出店者誘致事業)報告書P51

【監査意見】補助金交付申請書における消費税等の取扱いについて

佐賀市における当該状況は、県・市合算後の 補助限度額を超える対象経費額であったケース┃るが、市町から申請された補助金交付申請書に や、限度額内としても事後の補助金返還手続きついて、税抜額の申請であっても申請内容に不 の煩雑さを回避することを意図した結果として「備がなければ受理し、内容の審査を行ってい

(産業政策課)

県の交付要綱で消費税等の取扱いを定めてい

生じた状況かもしれないが、特に対象経費額がる。

補助限度額内であるケースについては、各市町 消費税の申告については各間接補助事業者の または県は、各間接補助事業者に対して、消費状況を踏まえたものとなるよう、県として税込 税申告の状況を踏まえた申請をするように指導を報もしくは税抜額の判断は各間接補助事業者に することが必要と考えられる。

委ねることとし、市町に対しても同様に取り扱 うよう周知を行った。

佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金(新規出店者誘致事業)報告書P51

【監査意見】完了検査における現地確認について

現地確認は、改装状況が確認出来る営業時間 内における実施が望ましいため、県が直接的に一後、現地確認を行うこととしているが、夜間も 現地確認をしない場合には、各市町から現地確しくは週末しか営業していない場合もあること 認報告書等を入手し確認することが望ましいとから、その際は市町へ営業実態を確認してい 考えられる。

(産業政策課)

完了検査は、基本的に市町への書類等確認 る。

今後も、基本的には現地確認を行っていくこ ととするが、現地確認が店休日や営業時間外に 当たる場合は、市町に現地確認報告書等を依頼 し、確認することとしている。

小規模事業経営支援事業費補助金(人件費及び事業費)報告書P56

【監査意見】経営発達支援計画の策定状況について

佐賀県内では、全25団体(佐賀県商工会連合会 を除く)のうち、平成28年度に18団体、平成29模事業者支援のために経営発達支援計画を作成 年度に3団体、平成30年度に2団体、令和元年度|し、国の認定を受けてきたところである。佐賀 に1団体、計24団体が既に認定を受けていた関内全ての商工団体が認定を受けるべく、県か が、武雄商工会議所の経営発達支援計画は未認|らも商工団体に対して要請を行ってきたところ 定となっていた。小規模事業者の経営発達に特|であるが、現状未認定の団体があるもの。 に資する計画を早急に策定し、認定を受けるこ とが必要と考える。

(産業政策課)

平成26年度の法改正以降、各商工団体が小規

認定を受けた商工団体は国の補助制度を活用 することができるため、今後とも未認定の商工 団体については、計画の作成及び認定に向けて 要請・サポートを行っていきたい。

小規模事業経営支援事業費補助金(人件費及び事業費)報告書P57

【監査意見】経営指導員の設置基準について

商工会等の業務として、今後は、更に中小企 降における県内商工会等の業務遂行状況及び人ればならないと考える。 員過不足状況、国による中小企業再編促進施策 等の方向性、更には、他都道府県の設置基準の|意見交換等も行っており、今後とも他県の取組 改訂状況なども踏まえながら、経営指導員設置等も参考にしながら検討を行っていきたい。 基準を柔軟に見直していくことが必要と考え る。

(産業政策課)

小規模事業者等の経営改善普及のためには、 業再編による競争力強化、デジタル化による生」適切な経営指導員の設置が必要である。経営指 産性向上の加速化などの新たな課題への対応が┃導員配置基準については、域内の小規模事業者 必要となることも予想される。佐賀県の経営指|数を基に定数を定めており、将来的に小規模事 導員設置基準は、平成23年度を最後に改定され|業者数が減少する可能性も考慮すれば、将来的| ていないが、今後は、経営発達支援事業導入以な経営指導員の配置基準の見直しも検討しなけ

配置基準の考え方については、九州各県との

小規模事業経営支援事業費補助金(人件費及び事業費)報告書P57

【監査意見】経営指導員の定数超過団体について

補助金交付額に応じた効果を測定するために は、商工会等別の巡回・窓口指導件数:経営指|は、団体別の相対的成果指標による検証が必要 導員数、巡回・窓口指導件数÷小規模事業者数 であると考える。また巡回・窓口指導件数だけ などの相対的成果指標を設定して、定数超過状┃でなく、計画策定や支援制度の活用実績につい 熊に関する効果を測定する必要があると考え┃ても相対的指標による検証が必要であると考え る。

なお、小規模事業者数が減少した場合、団体|指導等に取り組んでいきたい。 間で合併した場合等の経過措置は、佐賀県特有 の措置ではなく、全国的にも同様の経過措置が|導員配置基準の経過措置については、要件を満 適用されている様である。また、前述の通り、【たしていればすべての団体が同様の経過措置を 商工会等の業務量が増加する一方で職員の増員┃適用できるものとなっており、現時点で適用さ が図れない、との報告が全国商工会連合会かられているか否かの違いはあるものの、不公平性 なされている。今後は、経営指導員設置定数のはないものと考える。 水準自体の再検討が必要になるかと考えられる が、何れにしても、経過措置適用による各地区 間・団体間の不公平性は、本来は解消されるべ きものと考えられ、団体間の人事異動等も含め た対応がなされることが望ましいと考える。

(産業政策課)

補助金交付額に応じた効果の検証のために るため、今後は相対的成果指標による検証及び

なお、小規模事業者数の減少等による経営指

中小企業事業承継円滑化支援事業費(報告書 p 59)

【監査意見】磨き上げ支援事業における補助対象経費について

本事業は、「後世に残すべき価値ある企業を 100 社見出し、円滑な事業承継を支援する | こ によって様々である。 とを目的として、見える化(知的資産経営報告書 対して補助金を交付するものと考えられる。具┃る意義は大きいものと考えている。 体的には、交付要綱にもある様に、新商品開 発・新サービス導入による営業力強化、生産効┃結しないが、事業価値の改善には繋がる支出) 業価値の源泉を高めて円滑な事業承継を推進する討を行いたい。 ることが本来の目的と思われる。そのため、改 装・改修費、経常的経費、経常的設備投資の様 な項目は、同業他社も資金があれば実施できる ような事業であり、本来は補助対象から除外さ れるべきものではないかと考える。

但し、本事業の補助限度額は100万円程度で あり、差別化を図るほどの事業遂行は現実的に は難しいかもしれない。そうれであれば、改 修・改装費等の支出(差別化には直結しない が、事業価値の改善には繋がる支出)も補助対 象経費にすることを補助金交付要綱に明示する 必要があるものと考える。

(産業政策課)

事業者の事業承継に向けた課題は業種業態等

このため、県として喫緊の課題となっている 作成)支援事業等では、事業の強み・弱みを経営 中小企業の事業承継の促進を図っていくにあ 者が把握し、磨き上げ支援事業では、その強み|たっては、多様なニーズに応えられる事業によ を活かし、または弱みの解消を図る様な事業にり、より多くの事業者の課題解決の後押しを図

なお、改修・改装費等の支出(差別化には直 率向上によるコスト競争力強化を図り、同業他しも補助対象経費にすることについては、ご指摘 社が容易には追随できない様な差別化により事|を踏まえ、補助金交付要綱に明記するなどの検

中小企業事業承継円滑化支援事業費(報告書 p 60)

【監査意見】磨き上げ支援事業における実績報告について

継・M&A(外部譲渡)の3つに大別されるが、何ら、中期的な支援や進捗の管理が重要であると れにしても短期間で実行完了となるものではなく考える。 く、場合によっては、一定期間を掛けても最終 的に事業承継に至らないケースもある。また、して事業承継計画を策定することとしており、 事業承継の前提となる新商品開発・生産性向上┃事業承継までの取組について把握するととも も単年度では達成できない状況もあると思われに、商工団体等の支援機関による支援について

(産業政策課)

事業承継は、一般的に親族内承継・従業員承 事業承継の実現には長い期間を要することか

当事業においては、事業者の中期的な計画と

る。

上記の実績報告書は、補助金交付年度のみ提びある。 出が求められているが、事業承継の本質等から 件のフォローアップ結果を今後の事業承継円滑大況についても把握に努めていきたい。 化施策の策定に活かして頂きたいものと考え る。

なお、補助金交付翌年度以降も個別事業者と 継続的にコンタクトがある支援機関(商工会等) を通じて、進捗状況報告を受ける方法も考えら れる。

も支援機関の確認書により把握しているところ

事業の目的である円滑な事業承継の推進の達 して、3~5年間は毎年度において進捗状況報告成状況については、事業承継完了時に提出され 書等の提出を求め、個別案件のフォローアップ┃る届出書で把握することとしているが、商工団 をする必要があると考えられる。また、個別案|体等の支援機関を通じて、事業承継計画の取組

中小企業事業承継円滑化支援事業費(報告書 p 60)

【監査意見】事業承継事例集の作成について

経営者が地元の様々な形態の事業承継成功事 例に触れることにより、経営者の選択肢の幅がしられる機会が少なく、事業者や支援機関にとっ 広がり、早期に事業承継実施に当たっての課けては、参考となる事例の把握が困難である。 題・対策を認識することが出来るものと考えら れる。今後も定期的に当該事例集を作成する事」いる。 業を実施して頂きたいものと考える。

(産業政策課)

事業承継の実例については、当事者以外に知

今後も定期的に事例集を作成することとして

さが土産品開発支援推進事業費報告書P65

【監査意見】支援対象事業者の選定手続きについて

支援対象事業者選定要領に従って事業者の選 定が行われているが、事業者と佐賀県及び佐賀|者の1 者が支援中断となったところであり、今 県地域産業支援センターとの間で、事業目的、 コンサルティング内容に関する認識の十分な共|行うなど候補者との共通認識がより図られるよ 有化がなされていなかった可能性がある。今後う取り組んでいきたい。 は、コンサルティング業務の位置付け、限界等 について、事前に候補者と相互認識を深める必 要があるものと考えられる。

(産業政策課)

令和元年度はコンサルティング支援対象事業 ▋後、同様の事業を実施する場合は、事前説明を

さが土産品開発支援推進事業費報告書P65

【監査意見】直接委託先からの実績報告書について

個別事業者へのコンサルティング支援を県と 外部専門業者との直接的な随意契約ではなく、 と、今後は、プロジェクト全体の実行・管理、 ことが必要と考える。

(産業政策課)

実績報告書として、ワンストップサービス拠 点として、コンサルティング実行支援に当たっ 公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通∣ての現状認識や課題、ノウハウ蓄積等に関する じた再委託契約の形態を採用した目的に鑑みると実績報告は求めていなかったが、ご指摘のとお り、プロジェクト全体の実行・管理、コンサル コンサルティングのノウハウをより深めること┃ティングのノウハウをより深めることを促すよ を促すような様式の実績報告書の提出を求める|うな実績報告書の提出を求めることが望ましい と考えるため、今後同様の事業を実施する場合 は報告書の様式などの整備を図っていきたい。

さが土産品開発支援推進事業費報告書P66

【監査意見】再委託の承諾手続きについて

過去の実績等を踏まえた上で県と同センター が協議して選定されたものと思われるが、協議|ング支援業務について、公益財団法人佐賀県地 経過を正式な書面として残す必要があるものと|域産業支援センターを通じて外部専門事業者に 考える。

(産業政策課)

委託業務のうち個別事業者へのコンサルティ 再委託する形態を採用し、過去の実績等を踏ま えた上で県と同センターが協議して選定したと ころであるが、ご指摘の点を踏まえ、今後同様 の契約形態を採用する場合は、協議経過を残す などより適切な事務執行を図っていきたい。

中小企業連携組織対策事業費補助(人件費及び事業費) P71

【監査意見】会員組合数について

組合員企業の経営悪化等により組織体制が脆 弱化し、組合数が年々減少している状況かと思|同組合等が組織化のメリットを効果的に発揮し われるが、その様な中にあっても、中小企業団目得るよう、事業及び経営の指導等を行われるな 体中央会は、中央会加入のメリットを会員組合┃ど中小企業の支援組織として大きな役割を担わ に提供し、組合解散・中央会脱退回避、組合新れている。 規組成・中央会加入を促し、中小企業連携組織 の持続的な発展を図っていくことが使命と思わ事業協同組合及び中小企業者の振興が不可欠で れる。

(産業政策課)

佐賀県中小企業団体中央会は、個々の事業協

県としても、県内産業の活性化のためには、 あると認識しており、組合及び組合員企業に対 近年の自然災害、新型コロナウイルス感染拡する支援、指導等の重要性に鑑み、中小企業連

てきており、従来から中央会でも重点事項とさ れている生産性向上、事業継続計画策定、事業合、組合員企業の多様化、複雑化する経営課題 承継対策、人材確保・育成、働き方改革などに に応じた支援等を図っていく必要があることか 加えて、今後は、デジタル化による生産性向上し、中小企業団体中央会と成果指標の設定を含 の加速化、中小企業再編による競争力強化、テめた検討を行うなど中小企業連携組織対策事業 レワーク推進なども新たな課題として対応が必の更なる推進を図っていきたい。 要となる。個別事業者では対応が難しい課題の 解決に向けて、組合組織の重要性が増す側面も 多いと考えられる。

中央会による近年の実地指導件数は増加傾向 にあり、県の中小企業連携組織対策補助事業の 充実・改善が伺える状況にはなっているが、中 小企業連携組織の持続的な発展のためには、現 在は設定されていない成果指標として、会員組 合数の維持、又は、新規加入推進、組合数減少 率改善などを掲げて、中小企業団体中央会と佐 賀県が一体となって指標達成を目指す必要があ るものと考える。

大等により、事業者の経営環境が大きく変化し構組織対策が推進できるよう努めている。

今後はさらに、生産性向上や事業承継など組

事業継続計画(BCP)策定支援事業費(報告書 p 73)

【監査意見】シンポジウム等の開催について

豪雨災害や新型コロナウイルスにより、県内| 中小企業におけるBCP 策定に対する重要性の認|模な自然災害が発生し、また、新型コロナウイ 識は高まりつつあるものと考えられるが、県と|ルスのような感染症の流行により、中小企業は| してもシンポジウム(オンライン開催を含む)等|大きな影響を受けており、BCP策定の必要性は への積極的な参加を呼び掛けて、更なる普及啓るまっているものと認識している。 蒙を行って頂きたいものと考える。

(産業政策課)

近年、九州北部においては毎年のように大規

令和3年度の事業においても、新型コロナウイ ルス感染症の感染拡大を受け、リアルとオンラ インの混合方式でシンポジウムを開催したとこ ろである。

今後も、シンポジウムへの積極的な参加の呼 びかけや参加しやすい開催方法の検討により、 BCP策定の必要性の普及啓蒙を図っていきた い。

中小企業事業資金貸付金(新規貸付分)(報告書p75)

【監査意見】県制度資金の新設・統廃合について

現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感 染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域|関による融資を補完するものとして、県が融資 経済状況が急激に変化しており、特に新型コロ|条件(利率、限度額、保証料率)を定め、一定 が今後も継続する可能性がある。

上記の通り、企業立地等資金、雇用促進資金 今後は、先ずは、過去の制度別貸付率(新規貸付し、タイムリーな設定を行っていく。 額÷融資枠)を踏まえた上で、経営環境・地域経 済・企業者ニーズの変化を早期にキャッチアッ プし、重点産業・重点施策等を明確にしてか ら、今まで以上に制度融資の新設・統廃合、融 資枠改定をタイムリーに実施して頂きたいもの と考える。

(産業政策課)

県制度金融は、民間金融機関や政府系金融機 ナウイルス感染症については収束の目途が立っく額を金融機関に預託し、佐賀県信用保証協会が ておらず、企業者にとっては不透明な経営環境|公的な保証人となって中小企業者の信用力を補 完し、融資を行う制度である。

資金メニューについては、地域経済状況の変 などは、一定期間新規貸付がない状況であった┃化をみながら金融機関や同協会と意見交換を行 が、制度が継続され融資枠が確保されていた。 い、中小企業者の資金需要をキャッチアップ

佐賀県信用保証料補給費補助金(報告書 p 79)

【監査意見】代位弁済率推移及び損失補償金について

現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感 染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域|は、制度要綱等の定めにより、半期ごとに融資 経済状況が急激に変化しており、特に新型コロ|金融機関から佐賀県信用保証協会に対して期中| ナウイルス感染症については収束の目途が立っ「管理のモニタリング報告が義務付けられている ておらず、企業者にとっては不透明な経営環境ところである。 が今後も継続する可能性がある。足元では新型 コロナウイルス感染症対応資金等により、企業|億円程度に達することが予想されており、今 の倒産件数は前年度並みで推移している様であし、代位弁済額が増加傾向となれば、県の損失 るが、今後の状況は分からない。

滑化を図るために、一定範囲内の代位弁済額、「弁済の発生状況を注視するとともに、同協会の 損失補償金交付は想定しているものと考えられ|決算監査立会等の機会を活用し、より詳細な代 るが、今後は、想定を上回る代位弁済額、損失|位弁済の発生状況の把握に努めていきたい。 補償金交付が発生する恐れもあり、事業者の信 用リスク管理、経営改善支援、代位弁済率推移| 管理等の重要性がより高まるものと考えられ

(産業政策課)

佐賀県における新型コロナ対策資金について

特に、新型コロナ対策資金の融資残高は1,600 補償額の増加に伴う県財政への影響も懸念され 本事業の趣旨からすると、中小企業の金融円ることから、同協会の統計資料を通じて、代位

る。

県は、保証協会・金融機関と連携して、初期 延滞先、新規事故報告先へのアプローチ、改善 支援対応を早期のうちに実施し、また、一方 で、制度別・業種別・地域別・金融機関規模別 (都市銀行・地方銀行・信用金庫他)に代位弁済 率推移等のデータを整備し、県の想定する代位 弁済率との乖離状況に注視しながら、県の損失 補償金交付額が一定額内に収まる様に管理を徹 底する必要があるものと考える。

佐賀県信用保証料補給費補助金(報告書 p 81)

【監査意見】貸付年度別の代位弁済額について

当該状況については、制度別・業種別・地域 別・金融機関別等に発生経緯を分析して、今後は、毎年度、前々年度の10月から前年度の9月 の保証事業に活かして行く必要があるものと考までに実行したものであって前年度3月31日ま えられる。

(産業政策課)

貸付年度別・制度別の代位弁済状況について での損失確定分について、佐賀県信用保証協会 から報告を受けているところである。

しかしながら、今後、代位弁済額が増加傾向 となれば、損失補償額の増加に伴う県財政への 影響も懸念されることから、同協会の統計資料 を通じて、毎月の代位弁済の発生状況を注視 し、同協会の決算監査等の機会を通じてより詳 細な発生経緯の把握・分析に努めるとともに、 必要に応じて、同協会との意見交換等を実施し ていきたい。

高度化資金貸付金 (報告書p85)

【監査意見】債権管理コスト及び債権免除手続きについて

コストが発生しており、早期に債権免除を実施|力と認められるものについては、佐賀県債権の した方が経済合理性が認められるケースもあ|管理に関する条例第10条に規定する履行延期の る。特に、上表の過去2年間の回収額がゼロで特約を行ったうえで同条例第11条に基づき免除 ある貸付先や回収があっても極めて少額の貸付┃を行い、管理コストの削減を図っていきたい。 先といった保証人が無資力である様なケースに

(産業政策課)

保証人からの少額償還手続には一定額の管理 保証人の資力に関する疎明資料を整備し無資

ついては、保証人資力に関する疎明資料を整備 し、保証人全員が無資力状態と認められれば 「佐賀県債権の管理に関する条例 | 第11条に基 づき、債権免除を行うことも可能と考える。

高度化資金貸付金 (報告書p86)

【監査意見】条件変更先への早急な経営改善指導の必要性について

両組合の借入金には民間金融機関借入金も含 まれてはいるが、大部分の借入金は高度化資金いては、中小機構と連携しメイン債権者として であり、県は、中小機構と連携して、メイン債早急に経営改善指導を実施していく。 権者として早急に経営改善指導を実施すること が必要である。

(産業政策課)

条件変更先の2組合(J組合、M組合)につ

M組合については、令和2年度に中小機構と 協議を行い履行延期の特約を行ったところ。

J組合については、中小機構の経営サポート 事業を活用し今後とも経営改善指導を続けてい <。

小規模企業者等設備導入資金貸付金(平成17 年度~)(報告書 p 90)

【監査意見】債権管理コスト及び債権免除手続きについて

保証人からの少額償還手続には一定額の管理 ある貸付先や回収があっても極めて少額の貸付を行い、管理コストの削減を図っていきたい。 先といった保証人が無資力である様なケースに ついては、保証人資力に関する疎明資料を整備 し、保証人全員が無資力状態と認められれば 「佐賀県債権の管理に関する条例」第11条に基 づき、債権免除を行うことも可能と考える。

(産業政策課)

保証人の資力に関する疎明資料を整備し無資 コストが発生しており、早期に債権免除を実施力と認められるものについては、佐賀県債権の した方が経済合理性が認められるケースもあ 管理に関する条例第10条に規定する履行延期の る。特に、上表の過去2年間の回収額がゼロで1特約を行ったうえで同条例第11条に基づき免除

小規模企業者等設備導入支援資金(平成27年度~)(報告書p93)

【監査意見】条件変更先の償還額について

本事業の要領には、3月から2月に事業者か ら償還があった額を県に償還すると定められて事務要領の改正を行い、3月から2月に事業者 いる。また、当該条件変更先の状況が更に悪化┃から返還があった額を県に返還することとし し、償還額の追加減額、一時停止等の状況が生た。 じた場合には、県は既存の前倒し償還額を同セレーしかしながら、事務処理上の影響が特にな ンターに返還する手続きが必要になると考えらかったことから従来どおりの手続きを行ってい れる。従って、同センターから県への償還額」たところであるが、今後は、要領に則った処理 は、事業者からの償還額に応じて実施されるべを行いたい。 きものと考える。

(産業政策課)

H28年1月に小規模企業者等設備導入支援事業

九州シンクロトロン光研究センター産業利用コーディネート事業費(報告書P102)

【監査意見】九州シンクロトロン光研究センターの活用について

九州シンクロトロン光研究センターが、費用 を上回る成果を上げることができているかにつ 15年が経過した。 いての検証は重要である。県は、設置条例や平 設立目的に掲げられている「地域産業の高度化困難な状況にある。 と新規産業の創出」に対応する目に見える成果 が大部分の佐賀県にとっては決して容易ではなが、今後も収入増、コストカットを進めつつ、 いことは承知しているが、利用料で運営費をま見内企業等の利用を促進し、成果・成功事例の かなえるようになることが理想である。

センターは開所よりまもなく15年となる。東 り、設備は相対的に古くなる。今後は県の主体るよう不断に改善を図っていく。 的で戦略的な経営計画を作成し、今後の方向性 に基づき、中長期的な整備計画を策定すること が望まれる。

シンクロトロン光研究センターが最大限活用 され、佐賀県の地域産業に貢献する施設となる ことを期待する。

(ものづくり産業課)

センターは、令和3年2月をもって開所から

これまで、県内外の企業や大学等に幅広く利 成11年に策定した「シンクロトロン光応用研究 用されてきたが、一般利用における機密情報の 施設整備基本計画 | に基づき、指定管理者と協 取扱いなどにより、その成果が目に見えるかた 議を行いながら、利用時間や件数、コスト削減ちで公表されてきたとは言い難い。また、試験 などの目標を設定して活用推進を図っているの|研究機関としての宿命でもあるが、基礎研究に で、今後は、シンクロトロン光研究センターの|属する定量評価がしづらく、投資効果の検証も

監査意見に示された利用料収入で施設の維持 を積み上げていくことが期待される。中小企業|管理費を賄うことは現実的には困難と考える 発現に努めていく。

また、センターの運営面、設備面での中長期 |北地方に新たなシンクロトロン光関連施設が建||的な在り方については、県庁内部においても 設される運びとなり、今後東日本からの利用はしっかりと議論を行い、指定管理を担う財団と これまでのように見込めなくなる可能性があしました、センターが真に必要とされる施設とな

コスメティック構想推進事業費P105

【監査結果】コスメ産業分野起業者のJCC事務所住所名義使用について

令和元年度にJCC が関与して起業したとされ ているコスメ関連法人の登記上の住所がJCC の|て、JCC事業所と同一住所に法人登記を許可し 事務所住所と同一となっていた。

当法人は、事務所や店舗等をもたない活動形」報告されていなかった。 態であり、設立時にJCC 住所で登記してはいる

(コスメティック構想推進室)

本件は、JCC事務局が起業者支援の一環とし たものであるが、JCC理事会においても経緯は

本件登記については、県としても不適切であ が、実際にはJCC事務所に一定のスペースを借ると判断しており、本県の産業労働部副部長も りているという事実はなかった。賃貸借契約等JCC理事の一員であることから、JCC事務局に対 に基づくものではなく、賃料等の受領はない。 当法人の代表者は、過去にJCC で勤務していた 者である。

なお、当法人は法人登記のあと、他県シェア オフィスを契約している。

JCC は県が直営する団体ではないが、JCC の 令和元年度の負担金収入の5割超は佐賀県から の負担金であること、佐賀県の産業労働部副部 長がJCC の理事に就任していること、佐賀県と して成果指標に対する実績として扱っているこ とからすると、真実性の観点からも本件のよう なその場所において事業所としての実態のない 登記については、佐賀県として速やかに登記の 変更を要求すべきである。

また、JCC は主に唐津地区にコスメクラス ターを集積するべく、コスメ関連の起業を支援 している。仮に賃貸借契約の上で賃料を受取っ た実態のあるものだとしても、JCCが公的な資 金で運用されている法人である以上、公平性と いう観点からもそれが元職員等特定の者にだけ の利益となるようなことはあってはならない。 起業時の費用負担の問題は、どの法人にとって も同じである。今後起業者に対して何らかの支 援をするとしても、公平性の視点は不可欠であ る。

し、当法人に登記変更を行わせるよう求めた。

当法人は、令和3年7月に登記変更を行って いることを確認済。

コスメティック構想推進事業費P106

【監査結果】佐賀県補助金等交付規則に準拠していない一連の手続きについて

当事業については佐賀県補助金等交付規則の 適用を受けるにも関わらず、同規則に準拠した 運用がなされておらず、合規性の観点から問題 がある。同規則は、第1条に謳われている通 り、「補助金等に係る予算の執行の適正化を図 るため | に整備されているものであるため、準 拠した運用がなされていないと予算執行の適正 化を図れないリスクがある。よって、早急に同

(コスメティック構想推進室)

コスメティック構想を推進する中核組織とし て、産学官が連携してJCCを設立。設立以来、 行政(県、唐津市、玄海町)とJCCが連携して コスメ構想を推進してきた。当初から協議会的 な意味合いが強く、負担金の形式が最も適して いると各自治体で判断してきたが、補助金等交 |付規則の定義においても負担金に該当するか、 |確認を行っていなかった。

規則に準拠した運用をすべきである。

令和3年度の県の負担金については、負担金 交付要綱を制定し、JCCからの申請に基づき負 担金の支出を行っている。

コスメティック構想推進事業費P107

【監査結果】成果指標の設定について

成果指標は、より客観的に事業目的に即した 形で設定すべきである。JCC の設立趣意書にいては、総合計画2015から成果指標として設定 は、「産業の集積」と「雇用の創出」を掲げてしてきたものである。今回の監査での指摘以前 おり、佐賀県としてもこれに賛同して負担金を から、より客観的な効果測定のため、指標の見 拠出していると考えられるため、一義的には、┃直しを検討しており、「JCC会員企業等のコ┃ 誘致企業数及び起業数を成果指標とすべきであ|スメビジネス(国際取引)」「JCC会員企業 あろう。また、誘致企業数や起業数、JCC 会員 メ産業分野起業件数」の3つの指標に細分化 の国際取引、地産素材活用コスメの発売、コス|し、事業を執行している。合わせて、新たに 質や経済効果に対する影響は異なっているの 加している。(総合計画2019そのものの改訂は で、混在させず、それぞれ区分して定めること 見送られた) で、より客観的な効果測定が可能となり、より よい意思決定を行っていくことが可能となると 考える。

(コスメティック構想推進室)

「JCC会員企業等のビジネス取引件数」につ る。雇用創出数を成果指標とすることも有用で|等のコスメビジネス(地産素材活用)|「コス メ関連事業創業といった指標は、それぞれの性┃「コスメティック関連企業等の立地件数」も追

コスメティック構想推進事業費P108

【監査意見】成果指標に対する実績の考え方について

「佐賀県総合計画2019」で定める指標は、あ 成果指標及び実績については、今後は本県に の産業振興に寄与するために定めるものである地産素材を活用したもの等、何等かの経済効果 ので、佐賀県に経済効果をもたらさないビジネ をもたらすビジネスを計上していくこととした スについては、指標にも実績にも含めるべきでい。 はない。佐賀県として責任を持ち成果指標の情| なお、カウントについては、本指標では誘 報確認を行っていただきたい。

その年度の誘致数、起業数、商品開発数等の積|ティック関連企業の本県での積極的な事業展開 み上げではなく、その年度毎の産業集積の状況|や、新規起業者のチャレンジを促していきたい が現在は撤退しているかもしれないといった状み上げを維持していきたい。 況、すなわち、増加だけではなく減少の状況も

(コスメティック構想推進室)

くまで佐賀県としての成果指標であり、佐賀県|事業所を有する企業の利益となるもの、本県の

致、起業、商品開発等コスメ分野の事業を生み また、「産業集積」という観点からは、単に出すという実績を積み上げることで、コスメ (例えば、過去に誘致した企業や起業した企業 と考えているため、現総合計画の間は現在の積 把握する。)を反映させることが望ましい。

さらに、「起業」の実績については、コスメ 産業の集積という観点で実績としてカウントす る対象とするか否かの一定の要件定め、企業の 実態を慎重に確認する必要がある。

「JCC 会員の国際取引件数 | の実績について も、現状は佐賀県外の通関を通ってもJCC会員 の国際取引件数の実績には含んでいるが、佐賀 県内の通関を通る等、佐賀県への経済効果を反 映する一定の要件を定める必要がある。

コスメティック構想推進事業費P108

【監査意見】JCCの会長職について

会長がその役割を全うしていないという事実 は、組織の責任者が事実上不在という状況であり視野に置いていたため、化粧品業界に影響力の り定款に照らしても、また、一般的に考えて|あるフランス在住の人物を会長に選任した経緯 も、適切ではないと考える。そのような法人にがある。今後の会長職や、法人の業務を執行す 県が負担金を拠出するのであれば、JCC の理事|る代表理事の在り方等、組織運営のあり方につ 会において主たる負担金拠出者である佐賀県と|いては、JCCの理事会において、検討するよ して組織運営の改善(理事会や総会への会長の)う依頼を行っている。 出席、常勤理事の選任等)を求めるべきであ る。

(コスメティック構想推進室)

JCCは設立時から国内外へのビジネス展開を

コスメティック構想推進事業費P109

【監査意見】美と健康に関する情報発信事業の効果測定について

当事業については、イベントの参加者数に関 する目標は定められていたが、SNS 等での情報|のであり、事業実施直後の反応情報の確認は 配信に関する目標は曖昧であった。コスメ|行っていたものの、個人のSNS情報を継続的に ティック構想等の県民の理解促進を図ることを┃チェックし続けることは困難であった。 目的とし、SNS 等での情報発信を前提とした事 業であるので、佐賀県として情報発信の効果の┃り適切な発信手段を選択していきたい。 測定(実際にそれぞれの参加者がどのような投 稿をしているのか。それに対する反応等の情報 収集等。)を積極的に実施すべきであったと考 える。

(コスメティック構想推進室)

本事業は、SNSによる情報発信を期待したも

今後の情報発信事業は、目標を明確にし、よ

近年のインターネットの急速な普及で、情報 発信のあり方は大きく変わったが、SNS等を利 用した情報発信についても、様々な分析機能を 利用すること等で効果を検証することは可能で ある。事業に目標を設定し、その効果測定を適 切に行うことは、今後のより有効な事業実施た めに不可欠である。

ものづくりの祭典開催費(地方創生推進交付金) (報告書p120)

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入| 札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法と|契約方法として企画コンペ方式による随意契約 の2第1項各号)にのみ選択できるものとされて 約方法が適用できると規定されている条文(地 いる。

な方法であるがゆえにその選択が妥当であると┃一般競争入札に適さないものであると判断した 判断した理由が明確に確認できる必要があると」理由を明記した。 考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の 内容から、一般競争入札に適さないケースであ ることは確認でき、また、そのケースに該当す ると判断して当該条文を記載しているため、企 画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意 契約によることが適当と判断した理由も承認さ れているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定 するものではないが、契約方法とそれを選んだ 理由が佐賀県財務規則において事前承認事項と して明記されている以上、随意契約を選んだ理 由も明記した上で事前承認が行われるべきであ ると考える。特に当該契約は金額的基準(地方 自治法施行令第167条の2第1項1号)という明ら かな理由から随意契約に至ったものではなく、 一般競争に適さないという理由で随意契約に 至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般 競争入札が適さないと判断した理由を文章とし (ものづくり産業課)

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、 して限定的な場合(地方自治法施行令第167条 を選択したため、事前承認事項として、当該契 方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を したがって、随意契約による場合は、例外的記載するとともに、その契約の性質又は目的が

て明記した上で事前承認が行われているものも あり、事業によって当該理由が明記されている かどうかが異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を 選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が 適さない」という主観が入る可能性がある性質 面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況 との整合性の観点から、随意契約による理由及 び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記 する必要があると考える。

ものづくりの祭典開催費(地方創生推進交付金)(報告書p121)

【監査意見】企画コンペ方式における応募者数について

一者のみの応募であっても委託事業者の選定 自体は有効であるが、複数の応募者があること 契約方法として企画コンペ方式による随意契約 でより実効性のある事業者間の企画提案競争が┃を選択したため、総務省の「調達改善計画」等 確保されるものと考えられる。

そのため、今後も一者応募が続くようであれ ば、競争性が薄まり、企画コンペ方式が求める」ことから、その原因等を分析して改善策を次回 良質な提案を選定すること自体が十分に行われの公示内容に反映させるなど、今後も引き続 なくなり本来の目的が達成されなくなる可能性┃き、複数の応募者を確保する対策を検討し、講 もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した 「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一 者応札改善のための取組として、「競争性をよ り一層確保しコスト削減を図るため、一者応札 の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選 定等、透明性の確保に努める。特に前回調達に おいて、一者応札だった案件については、その 原因等を分析し改善策を次回調達に反映させる ことを徹底する。」とされている。

複数の応募者を確保するための対応は行われ ているものの、一者応募の原因分析や改善策を 次回の公示内容に反映させる等までは行われて いない。

(ものづくり産業課)

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、 を参考に前回よりも長い公示期間を確保した。

結果として、今回も一者のみの応募であった じていきたい。

したがって、前回と同様の公示内容で応募者 が減少しているのであれば、公示内容にも踏み 込んで変化させてみることも検討の余地がある のではないかと考える。

今回の企画コンペ方式の参加受付期間は15日間と他の事業と比較して著しく短いわけではないが、「SAGAものスゴフェスタ」は例年2日間にわたって2万人規模の来場者を想定した大規模な事業であるだけに、事業規模や仕様書内容を踏まえると、結果として現状の公示期間では十分な提案の検討が困難などの要因により応募者が減少傾向にある可能性も考えられる。

したがって、例えば、事業規模や仕様書内容に応じて準備期間を比較的長く取れるようなスケジュールにする等、複数の応募者を確保できるよう、従来とは異なる側面からも様々な対策を検討して次回以降の調達に反映していくことが望ましいと考える。

なお、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一者応札の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、今回の調達で一者応募だった企画競争案件である本事業の場合は、次回の調達では公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。

具体的な日数を定めることまではしないにしても、前回調達時に一者応募だった場合にはその原因分析を行うことや、その公示期間は前回よりも延長すること等、一者応募を改善するための基本的な方針を要領等で明確にしておくこ

とも検討の余地があるのではないかと考える。

現場力向上支援事業費(報告書 p 125)

【監査意見】成果指標について

新規現場改善事業所数は、トレーナーによる 援を測るものとして適切である。

スよく達成できるように検討する方が望ましい
成果指標を今後も検討していく。 と考える。(セミナーの参加者が増えることで 新規支援先の獲得につながる等、両者の目標が 相互に補完的に機能できればなお望ましいと考 える。)

(ものづくり産業課)

成果指標に「セミナーの参加者数」を追加 個別支援や経営者塾が当該事業の中心的な活動し、現行の成果指標である「新規現場改善事業 の成果であり、事業目的である現場力向上の支|所数|と合わせて、支援の「深さ」(「新規現 場改善事業所数」で把握)と「広さ」(「セミ ただ、当該事業が公的な支援であることか「ナーの参加者数」で把握)の両方について成果 ら、現場力向上や人財の育成を比較的多数の事|の把握、評価ができるよう引き続き検討中であ 業者に効率的に支援をしていく手段であるセミる。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染 ナーの参加者数等を成果指標に加えることで支配の影響により、セミナーが開催できておら 援の深さと広さの両方についての目標をバランす、セミナーの開催形態やそれに応じた適切な

現場力向上支援事業費(報告書 p 125)

【監査意見】消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除等の報告の検証体制について

還が必要であるため、その返還額の有無及び金|資料 (検証項目のチェックリストやフロー 額を明らかにするためのものである。(消費税 チャート等)を整備し、検証の実効性を組織的 の課税事業者が補助金を受け取る場合、消費税┃に補完し、属人的な要素を低減できるような体 額の計算上、補助金は課税対象外である一方、制を整えていく。 補助対象経費が課税仕入であればその消費税等 の額は仕入税額控除に含まれることで消費税納 税額を減少させるため、補助金を受け取ったう えに補助対象経費に係る消費税分も負担してい ないという状況となる。これを調整するため に、重複している消費税等の仕入税額の分だけ 県に返還を要するものとされている。)

(ものづくり産業課)

当該報告は、一定の場合には補助金の対象と│ 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除等 なった経費の消費税等の仕入税額控除分だけ返の報告に対して、必要な検証を行うための補助

この点、補助事業者である支援センターは、 公益法人であること等により消費税の特例(特 定収入に係る仕入税額控除の特例)の適用があ り、この特例により補助対象経費の仕入税額は 仕入税額控除から除かれるため、補助金対象経 費に係る仕入税額は消費税計算上、仕入税額控 除に含まれていない。また、補助金確定時に補 助金から控除された仕入税額控除もない(補助 金確定時に補助金から控除された仕入税額は0 円)ため、返還が必要な金額はない。支援セン ターから提出された報告書も返還金額が0円で ある報告となっており、報告は適切に行われて いると判断できる。

ただ、当該報告に係る一連の流れは、消費税 の計算や公益法人等に対するその特例など、非 常に特殊な知識を必要とするものであり、報告 書の検証が形式的に陥りやすい部分でもあると 考えられる。また、人事異動が比較的定期的に 行われる自治体の性質も踏まえると、検証の実 効性を確保し続けることがより難しい部分であ ると考えられる。

したがって、当該項目の特殊性を踏まえ、必 要な検証を行うための補助資料(検証項目の チェックリストやフローチャート等)の充実や 概要等をまとめた書類を使った引継ぎの確保等 により、検証の実効性を組織的に補完し、属人 的な要素を低減できるような体制を整えること が望ましいと考える。

商工業対策推進活動事業費(地方創生推進交付金)(報告書p130)

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入 札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法と「契約方法として企画コンペ方式による随意契約 の2第1項各号)にのみ選択できるものとされて | 約方法が適用できると規定されている条文(地 いる。

(ものづくり産業課)

令和3年度の契約事務を行うに当たっては、 して限定的な場合(地方自治法施行令第167条を選択したため、事前承認事項として、当該契 方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を な方法であるがゆえにその選択が妥当であると┃一般競争入札に適さないものであると判断した 判断した理由が明確に確認できる必要があると理由を明記した。 考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の 内容から、一般競争入札に適さないケースであ ることは確認でき、また、そのケースに該当す ると判断して当該条文を記載しているため、企 画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意 契約によることが適当と判断した理由も承認さ れているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定 するものではないが、契約方法とそれを選んだ 理由が佐賀県財務規則において事前承認事項と して明記されている以上、随意契約を選んだ理 由も明記した上で事前承認が行われるべきであ ると考える。特に当該契約は金額的基準(地方 自治法施行令第167条の2第1項1号)という明ら かな理由から随意契約に至ったものではなく、 一般競争に適さないという理由で随意契約に 至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般 競争入札が適さないと判断した理由を文章とし て明記した上で事前承認が行われているものも あり、事業によって当該理由が明記されている かどうかが異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を 選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が 適さない」という主観が入る可能性がある性質 面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況 との整合性の観点から、随意契約による理由及 び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記 する必要があると考える。

したがって、随意契約による場合は、例外的記載するとともに、その契約の性質又は目的が

さがものづくり道場運営事業費(溶接) (報告書 p 133)

【監査結果】評価の再委託の承認手続きについて

該事業者に委託していることは県も承知のこと┃には事前に書面で承諾を得ることを契約書に明 ではあったため、実質的には無断で再委託され|記しており、既に本条項に従って承諾を求める ていたわけではないが、再委託に関する書類の申請書が提出され、承諾する旨の通知を送付済 やり取りは行われておらず、再委託の承諾をみである。 行った証拠が残されていない。

委託契約書には、再委託をする場合には県の 承認を得る必要がある旨の記載がある以上は、 佐賀県としては受託事業者から再委託の承諾を 求める申請書を受領し、それをもとに承諾した 旨の通知を行う、といった再委託の承諾に係る 手続きを実施し、明確に証跡を残すべきであ る。

(ものづくり産業課)

毎年、評価試験のための加工作業について当 令和3年度の契約においては、再委託をする際

吉野ヶ里メガソーラー設置事業費 報告書P148

【監査意見】メガソーラー県有地内維持管理業務委託の単年度契約について

地方自治法施行令第167条の17によると、 る者と契約する必要性にかんがみ、定期的に契|継続的給付契約である。| と記されている。 約の相手方を見直す機会を確保するため、適切 なされている。

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務にしないと考えられることから、即座に長期継続 ついては、その性質上、翌年度以降にわたり契|契約へ変更することは難しいが、ご意見の効率 約を締結せざるを得ないものであるし、複数年的な業務運営やコストの削減等で最小の経費で |契約を行うことにより、事業者がノウハウ等の||最大の効果を目指すことは、当然であるため、 蓄積により優れた提案が行えること、また、継┃今後、何が出来るか検討していきたい。 続的な運営を行うことでより効率的に業務を運 営することが可能となり、さらに、吉野ヶ里メ ガソーラー県有地内維持管理業務に紐づき現在 毎年行っている積算業務委託は3年に1回で足 り、コストの削減にも繋がり、地方自治法第2 条第14項に謳われている「最少の経費で最大の 効果をしという観点からも、長期継続契約の検 討が望ましいと考えられる。

(新エネルギー産業課)

意見を受けて確認したところ、平成17年3月 「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務」に、佐賀県長期継続契約に関する条例(平成17 の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年年佐賀県条例第16号)の施行に併せて経営支援 度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約┃本部長名で条例の施行に関する通知(最終改正 に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの|平成26年3月)が発出されているが、その中で のうち、条例で定めるもの | については、長期 | 「本条例で定める長期継続契約については、原 継続契約ができるとされている。また、佐賀県則として、従前から複数年にわたる契約を締結 長期継続契約に関する条例(平成17年佐賀県条|することが商慣習上一般的であると認められる 例第16 号)によると、「商慣習上複数年にわた|契約でありながら、会計年度、債務負担行為等 ることが一般的な契約のうち、知事が特に認めの関係から事務的に会計年度ごとに契約期間を るもの」や、「契約の締結に当たっては、更な区切って契約を繰り返していた契約が対象であ る経費の削減や、より上質なサービスを提供す り、1日も欠かすことのできない最小限度必要な

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務 な契約期間を設定する必要がある」旨の記載がの内容は下表のとおりで、1日も欠かすことので きない最小限度必要な継続的給付契約には該当

業務内容	数量	回蒙等
樹木の剪定	133本	年1回程度
施肥	744 本	11
静草	65,110 m²	年2~3回程度
役竹	1,940 m ²	年1回程度
排水施設清掃	一式	年3回程度
道路補修	50 m²	必要に応じて随時

(※数量、回数については複数であり実施により精算する)

産業人材UJIターン促進事業費報告書P159

【監査意見】職務分掌について

就業促進事業に関しては「産業人材課」が中 かして参加企業を充実させ、県内への就業促進取組を行うとともに、移住支援室等において、 を図り、より成果をもたらすことを期待した┃東京・福岡でのセミナー等を開催している。 い。

(企業立地課)

本事業については、令和元年度事業として企 心になってそれまでに蓄積してきた経験・ノウ|業立地課が所管し、企画から実施まで産業人材 ハウをもとに効果的・効率的・経済的に実施す|課と一体となって取り組んできたところである べきであり、かつ縦割りの弊害も生じぬように|が、令和2年度以降については、産業人材課の所 調整役としての「企業立地課」のノウハウも生|管において、主に県内の大学生等を対象とした

維持管理費、団地改修費及び維持管理費(投資経費)報告書P178

【監査意見】未分譲地について

未分譲地への企業誘致を促進するための維持 管理費であるが、半世紀も維持管理費を支出し|度(100円/㎡/年)の導入により企業の立地が 続けている状況である。確かに産業用地は土地進み、未立地の用地が少なくなっているところ の活用にあたっても制限があるとは思うが、半|であり、更に企業誘致を積極的に進め、未立地 世紀にも渡る維持管理費のことを考えれば既に用地の減少、維持管理費の減少につなげてい 進出している企業に対して譲渡する等を行い、

【く。また、支障のない範囲で未立地用地の貸付 その後の税収や雇用により回収する選択肢も検|等を行い、未立地用地の有効活用と収入確保に 討した方が良いのではないか。

が、長年にわたり未分譲地として残っている状 況を踏まえ、最小の経費で最大の便益をという 観点から事業を進めていくべきと考える。

(企業立地課)

七ツ島工業団地については、100円リース制 努めているところであり、最小の経費で最大の 大規模な産業用地の必要性も理解はできる便益という観点から事業を進めていきたい。

認定職業訓練校運営補助 報告書P181

【監査意見】消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含し む金額で支払われているため、仕入控除税額相|税に係る仕入控除額の報告等については、令和 当の返還が必要な補助事業者については、その┃元年度の国の交付要綱に新たに規定されたが、 旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明早の交付要綱に規定していなかった。 記する必要がある。なお、当該事業は国の制度 であるが、平成30 年度までは国の要綱において┃(「佐賀県認定訓練校運営費補助金交付要綱」 受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報告し、令和3年3月10日付けですべての認定職業 等の運用を開始している。今後は、佐賀県の交┛訓練校に通知を行った。 付要綱においても、消費税及び地方消費税に係 る仕入控除税額の報告等に関する規定を行うこ とが必要である。

(産業人材課)

当該事業の補助金に係る消費税及び地方消費

監査後、関連する2つの補助金の交付要綱 もこれに関する定めがなかったが、令和元年度人び「佐賀県認定職業訓練施設及び設備補補助 より新たに国の交付要綱に規定された。これを|金交付要綱|) について改正を行い規程を整備

ワーク・ライフ・バランス推進事業費(地方創生推進交付金) 報告書P183

【監査意見】効果検証に基づく事業内容の見直しについて

当該事業により県民、事業者のWLB に対する 意識は高まって来ている。一方で有給取得率や|等によるWLBキャンペーンや企業へのアドバイ 労働時間短縮などの具体的成果の面では目標達┃ザー派遣を実施するなど、企業の意識啓発に重 成には至ってない。大企業に比し、小規模企業」点を置いて取り組んできた。 や中小企業においては人材の替えが容易でない 状況が多い。このように企業の規模等によりは、引き続き啓蒙の取組を行いつつ、監査意見 WLB 推進において人的、資金的な負担が足かせ のとおり、実践への取組支援が必要と考えてい となっている点、業種によるばらつきが大きいる。 点などを踏まえ、県内の現実・実態に即した事 そのため、令和3年度は、意欲のある企業に 業の見直しを行い、事業者の業務効率化を推進|専門家を派遣してモデル事例を創出し、広く情 する施策が求められる。WLB の啓蒙から、実践|報発信することにより、業種や企業の規模等に 果が得られることを期待する。

(産業人材課)

WLBの推進については、ノー残業デーの設定

今後、さらにWLBの推進を図っていくために

という次のステップに進むことで、さらなる成|かかわらずWLBが実践されるよう取り組んでい る。

認定職業訓練校施設整備費補助 報告書P190

【監査意見】消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含 む金額で支払われているので、仕入控除税額相 当の返還が必要な補助事業者については、その 旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明 記し運用する必要がある。なお、当該事業は国 の制度であるが、平成30年度までは国の要綱に おいてもこれに関する定めがなかったが、令和 元年度より新たに交付要綱に規定された。これ を受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報 告等の運用を開始している。今後は、佐賀県の 交付要綱においても、消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額の報告等に関する規定を行う ことが必要である。

(産業人材課)

当該事業の補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除額の報告等については、令和 元年度の国の交付要綱に新たに規定されたが、 県の交付要綱に規定していなかった。

監査後、関連する2つの補助金の交付要綱 (「佐賀県認定訓練校運営費補助金交付要綱」 及び「佐賀県認定職業訓練施設及び設備補補助 金交付要綱|)について改正を行い規程を整備 し、令和3年3月10日付けですべての認定職業 訓練校に通知を行った。

仕事と子育ての両立支援推進事業費(地方創生推進交付金) 報告書P192

【監査意見】訪問対象エリアの偏りへの配慮について

佐賀市は県内で人口や事業所が最も多く、訪 問回数が多くなるのは当然であるとは思うが、「企業を重点的に支援するものであるが、仕様書 鳥栖市、唐津市や伊万里市といった比較的人□に地域バランスを配慮した記載がなかったこと の多い地区が手薄になっている可能性がある。 また、人口の少ない地域であっても、そのよう┃について、企業の関心や意欲を高める訴求力に な地域には一般的に専門家も少ないことに鑑み┃課題があったものと考えている。 ても、公平性の観点からは、訪問する等地区に 大きな偏りがないよう仕様書等での配慮が望ま|き方改革推進支援センター」においても、企業 れる。また、手を挙げる事業所が少ないというの相談支援を行う専門家派遣事業が開始された ことはうまく周知されていない可能性もあるた こともあり、当事業は令和2年度末で終了し、現 め、より周知される広報を検討していただきた|在は、当センターの事業が広く活用されるよ い。

(産業人材課)

当事業は、仕事と子育ての両立に関心のある ┃や、県内企業約3,000社に送付したリーフレット

なお、佐賀労働局の委託事業である「佐賀働 う、広報等に協力している。

今後同様の事業を実施する場合は、今回の監 査意見を踏まえて遂行していく。

仕事と子育ての両立支援推進事業費(地方創生推進交付金) 報告書P193

【監査意見】仕様書の見直しについて

委託業務の仕様書は事業開始の平成25 年度か とを検討する必要があると考える。

なお、総務省が実施した「平成29年就業構造 基本調査結果」によると佐賀県は夫婦共働き世|き方改革推進支援センター」においても、企業 帯が53.8%(全国10位)である。最近は男性の|の相談支援を行う専門家派遣事業が開始された 育児参加への意識が高まっていることが調査等|こともあり、当事業は令和2年度末で終了し、現 から明らかになっており、佐賀県のこれまでの|在は、当センターの事業が広く活用されるよ 事業の成果が寄与していると考えている。当事|う、広報等に協力している。 業についても、専門家がこれまで、623の事業 事業や、県の横断的な男女共同参画に関する施る。 策との連携も行いながら、県内事業所の両立支 援策の構築に貢献する上で、より実効性の高い ものとなることを期待している。

(産業人材課)

両立支援制度の導入事例としては、男性の3日 ら変更されていないとのことであり、情勢や県|以上の育児休業取得に偏っており、監査意見の の方針、委託した専門家からの報告や意見、更|とおり、仕様書の見直しが課題と認識していた には事業所からの声も踏まえ、適時に見直しが|ことから、昨今の情勢に鑑み、令和2年度からテ 必要であると考える。その際には、事業の趣旨レワーク等の在宅勤務に関する就業規則改正を を踏まえるならばある程度柔軟な内容とするこし追加する仕様書の見直しを行ったところであ る。

なお、佐賀労働局の委託事業である「佐賀働

また、監査意見を受け、令和3年度について 所に延べ1,165回個別訪問をし、両立支援を開始 は当該事業の成果をWLBに関する他の事業や した事業所は87 事業所にのぼる。今後当事業が|男女共同参画に関する施策とも連携を図り、男 専門家の力を最大限活用し、WLBに関する他の|女がともに活躍できる環境づくりに努めてい

若年者就職支援事業費(地方創生交付金) 報告書P195

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入 札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法と|り、国の機関であるヤングハローワークSAG して限定的な場合(地方自治法施行令第167条 Aと一体的に運営により、キャリアカウンセリ の2 第1 項各号)にのみ選択できるものとされ ングや職業適性診断から職業紹介まで、ワンス ている。

な方法であるがゆえにその選択が妥当であると┃る必要があることから、一般競争入札には適さ 判断した理由が明確に確認できる必要があると ないと判断し、プロポーザル方式による随意契 考える。

(産業人材課)

当事業は、ジョブカフェSAGAの設置によ トップで総合的な支援を実施するものである。 したがって、随意契約による場合は、例外的|業務の特殊性や専門性から受託者の質を確保す 約が適当と判断したものである。

の内容から、一般競争入札に適さないケースで則であり、例外的に随意契約によることができ あることは確認できるため、プロポーザル方式 ることを鑑みれば、随意契約を行う場合は、プ の仕様書等の承認をもって、随意契約によるこ|ロポーザル方式等の調達方法によることと合わ とが適当と判断した理由も承認されているとの┃せて、その理由を明記すべきであったと考え 認識であるとのことである。

するものではないが、契約方法とそれを選んだ|契約による場合は、事前承認の際には、上記の 理由が佐賀県財務規則において事前承認事項とような理由を明記することとした。 して明記されている以上、随意契約を選んだ理 由と合わせてプロポーザル方式が適当と判断し た理由を明記した上で事前承認が行われるべき であると考える。特に当該契約は金額的基準 (地方自治法施行令第167条の2第1項1号)と いう明らかな理由から随意契約に至ったもので はなく、一般競争に適さないという理由で随意 契約に至っており、主観が入る可能性がある。 この点、佐賀県の他の委託事業では、一般競争 入札が適さないと判断した理由を文章として明 記した上で事前承認が行われているものもあ り、同じ県内であっても事業によって当該理由 が明記されているかどうかが異なる状況を確認 している。

したがって、例外的な方法である随意契約を 選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が 適さない」という主観が入る可能性がある性質 面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況 との整合性の観点から、随意契約による理由及 びプロポーザル方式が適当と判断した理由を明 記する必要があると考える。

担当者としては、プロポーザル方式の仕様書 しかし、自治体の調達は、一般競争入札が原

実質的に検討が行われていること自体を否定 このため、今後、プロポーザル方式等の随意

若年者就職支援事業費(地方創生交付金) 報告書P196

【監査結果】実績報告書の記載について

実績報告書は、委託事業者が委託内容を遂行

記されているかを確認し、その記載が客観的にめ、実績報告書に必須事項が漏れていることに

(産業人材課)

当事業では、毎月及び四半期ごとの事業実施 したかどうかを示す重要な書類であると考え、状況の報告を受託者に義務付けていることか ら、毎月の実施状況報告から仕様書に定める業 仕様書での必須項目については、報告書に明務が実施されていることが明らかであったた

る等、必ず実施することを求めたのであれば、 その要求水準に応じた厳格な対応をする必要が あると考える。

の利用者数が本所・サテライト別に報告されて┃が必須である。 おり、仕様書で求められている支援が実態とし て行われていることは確認できている。

不十分と判断された場合は追記・修正を依頼す┃対して、追記・修正を求めなかったものであ┃

実績報告書については、委託期間を通じて委 託内容の遂行を確認し、それをもって完了を検 なお、委託事業者からの毎月の利用状況の報|査するための重要な書類であることから、仕様 告において、求職者支援メニューの必須項目毎|書の必須事項については、実績報告書への記載

> このため、今後、仕様書での必須項目につい ては、確実に実施されているかを確認するた め、実績報告書に項目ごとの実施内容を記載し て提出させ確認することとした。

若年者就職支援事業費(地方創生交付金) 報告書P197

【監査意見】プロポーザル方式における一者応募について

当該スケジュールでは、仕様書の内容の情報 提供が行われ、応募をするか否かの意思決定まサル方式で受託者選定を行うこととしたため、 及び提案書提出までが15日間となっており、比|ら企画提案書の提出までが15日間と短かったこ ポーザル方式で行うこととしたため、企画競争ない。 の開催にあたり佐賀県側の必要な準備期間も少| なかった等も影響しているものと思われる。)

示から提案書の提出期限までの期間は、参加者 ることにもつながると考える。 が仕様書の内容を理解し、良質な提案を作成す るための日数を見込むこと。」とされており、┃業については、履行期間等も考慮した上で、公 具体的な日数を確保することまでは求められて|告期間を可能な限り長く設定するなどの対策を はいない。

しかし、一般的には準備期間が短いほど新規 参入の障壁は高いものと考えられる。―社応募|改善するための原因分析等を行うとともに、改| が続いていた状況からも、結果として、準備期|善策を検討した際の過程の記録を残すなどし 間の短さが一社応募の要因の一つである可能性 て、一社応募改善に対する取組状況を可視化す は考えられる。

一社のみの応募であっても委託事業者の選定した。 自体は有効であるが、複数の応募者があること でより実効性のある事業者間の企画提案競争が 確保されるものと考えられる。

(産業人材課)

当事業については、令和元年度からプロポー での期間が最長8日間、公示から提案書の作成|仕様書作成等の作業に時間を要し、提案募集か 較的短いと思われる。(令和元年度からプロ┃とが、一社応募の要因になったことは否定でき

応募しようとする企業が、提案書を作成する ↑ために十分な期間を確保することが、1社応募 この点、佐賀県業務委託プロポーザル方式・┃を回避するために必要であり、また、期間を確 企画コンペ方式実施要領第5 条第3 項で、「公|保することによって、よりよい提案をいただけ

> このため、特に、前回、一社応募であった事 行った。

> 今後も、一社応募となった場合はその状況を ることについては、まずは徹底を図ることとし

そのため、このまま一社応募が続くようであれば、競争性が薄まり、プロポーザル方式が求める良質な提案ができる事業者を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。現状でも、一社応募は望ましくないと受け止め、対応策等の検討は行われているものの、その記録までは残されてはいない。

したがって、一社応募の状況を改善すべく、 その原因分析等を実施し、今後の改善策を検討 して次回以降の調達に反映していくこと及びそ の検討の過程の記録を残すことで、一社応募改 善に対する取組状況を可視化することが望まし いと考える。

また、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一社応札の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一社応札又は一社応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、前回調達で一社応募だった企画競争案件である本事業の場合は、公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。委託事業の内容や規模等によって様々な状況が

想定されるため、一概に具体的な日数等を設定 することはかえって実態に即しない可能性もあ るが、一般的に準備に最低限必要と思われる日 数を最低限確保すべき日数として設定すること や、前回調達時に一社応募だった場合の公告期 間は前回よりも延長すること等、一社応募を未 然に防ぐため及び一社応募を改善するための基 本的な方針を要領等で明確にしておくことも検 討の余地があるのではないかと考える。

注) 「一社」と「一者」の表現が混在してい るが、産業人材課としては「一社」の表現を用 いているが、総務省が公表した「令和2年度総 務省調達改善計画」では「一者」となってお り、敢えて統一せずに用いている。

若年者就職支援事業費(地方創生交付金) 報告書P198

【監査意見】プロポーザル方式における予定価格の積算について

上記の通り、令和元年度の当該事業のプロ ポーザル方式では予定価格を公表していない┃を有していたことから、積算に際し、これまで が、プロポーザル方式によって決定された事業の実績を参考にするため、平成30年度の受託事 者に対して予定価格算定の基礎となる見積を依|業者から見積もりを徴したが、当事業者が令和 頼した結果、当該事業者は予定価格を比較的容 元年度の事業も受託したため、落札率100%と 易に予見し得た状況となっている。

また、予定価格算定の基礎とすべく入手した 見積書の見積額を検証した結果そのまま予定価 ら、県で積算が困難な要素に関してのみ、参考 格として採用したこと及び当該事業者が予定価|見積を徴す必要があったと考える。 格算定の基礎として提出した見積額と同額で本 見積を提出したことにより、結果として、予定|が独自に積算することを原則としつつ、独自に 価格を公表していないにもかかわらず、落札率|積算することが困難な要素がある場合に、複数 なっている。

そもそもプロポーザル方式は、公募により幅 広く事業者を募集することで一定の公平性を確 保しつつ、事業者の技術力や知識等、価格以外 (産業人材課)

予定価格を作成する際に、委託内容に専門性 という結果になった。

予定価格は県が作成するものであることか

このため、今後、予定価格を作成する際、県 (=契約額÷予定価格)が100%という状況と┃の事業者から見積りを徴取するなど、公正性や 透明性に留意しながら積算を行うこととした。

の要素を重点的に評価して事業者を選定する方 法であることから、総合評価落札方式による一 般競争入札に比べ価格を考慮する程度が少なく なるものである。

その中でも、選定された事業者との価格交渉 の場面で予定価格が機能するものと考えられる ため、本来であれば、予定価格は委託金額の過 度な膨張を防ぐ機能を発揮できるよう、選定さ れた事業者の影響を可能な限り受けない状況で 積算されたものであることが望ましいと考え る。

今回のように、一社応募であればなおのこ と、随意契約のデメリットである恣意的な価格 決定が問題になりやすいため、公正性や透明性 に十分に留意したより慎重な運用が求められる といえる。

したがって、県が独自に予定価格を積算する ことが望ましいが、何らかの理由により予定価 格の積算に当たって事業者の協力が必要な場合 であっても、複数の事業者に見積を依頼する、 あるいは独自に積算が難しい要素のみに限定し て見積もりを依頼する、前年度実績額に状況の 変化を考慮した調整を加える方法で積算する 等、少なくとも特定の事業者の見積内容が色濃 く反映された予定価格とならないように留意す る必要があると考える。

勤労者福祉金融対策資金貸付金 報告書P201

【監査意見】新規貸付対応分の預け金額の見直しについて

当該貸付制度は、教育資金も含めた様々な生 活資金のために借り入れることができる制度で|ては、過去の貸付実績を参考に、貸付事業の実 利便性が高く、資金需要に応える制度としての|務を担当している九州労働金庫と調整しながら 目的からも、新規貸付分の預け入れ額を少なく」必要な金額を確保している。 しすぎることによって当該金融機関が新規に貸 し付けることができる枠が減少し、必要な貸付|間に大きな乖離が生じていないか把握するた が行えないことは避けなければならないと考えめ、九州労働金庫から月例報告等による本融資 る。

(産業人材課)

勤労者福祉金融対策資金の新規貸付金につい

監査意見を受け、必要な資金量と預託額との の貸付状況や他の類似の貸付金等の状況、借入 しかし、年度末には預け入れた金額が一旦する者の傾向等についてヒアリングを行い、令和4年 る間は当該資金が利用できない状態になることが減する方向で検討している。 に変わりはなく、資金の過剰な預け入れは資金 の効率的な活用の観点から、望ましくないと考 える。

預け入れにより固定化される金額が過剰にな らないようにしつつも、必要な貸付は行えるよ うな金額は確保するといった、相反する要素を バランスよく考慮できるよう、新規貸付対応分 の預け入れ額の見直しに関する方針や計算方 法、金額の変更を行う必要があるかどうかを判 断するためのモニタリングの方針等を定めるこ とにより、必要な資金量と実際の預け入れ額と の間に大きな乖離が生じていないか等を把握で きるような仕組みづくりを進めることが望まし い。

べて返還されるとはいえ、年度中預け入れてい┃度当初予算において、新規貸付分の預託額を縮

マッチング支援事業費 報告書P212

【監査結果】事前承認における随意契約の理由の明文化について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入 札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法と|ウェブサイト「さがUターンナビ」の改修及び して限定的な場合(地方自治法施行令第167条|運営に係るものである。効果的かつ効率的にU の2 第1 項各号)にのみ選択できるものとされ ↓ 」 | ターン希望者の訴求するサイト運営を行う ている。

な方法であるがゆえにその選択が妥当であると 適当と判断したものである。 判断した理由が明確に確認できる必要があると 考える。特に当該契約は金額的基準(地方自治|則であり、例外的に随意契約によることができ 法施行令第167条の2第1項1号)という明らかることを鑑みれば、随意契約を行う場合は、企 な理由から随意契約に至ったものではなく、一┃画コンペ方式等の調達方法によることと合わせ 般競争に適さないという理由で随意契約に至っ|て、その理由を明記すべきであったと考える。 ており、主観が入る可能性がある。

競争入札が適さないと判断した理由を文章とし┃うな理由を明記することとした。 て明記した上で事前承認が行われているものも あり、事業によって当該理由が明記されている かどうかが異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を

(産業人材課)

当事業は、本県へのUJIターン就職専用の 必要があることから、一般競争入札には適さな したがって、随意契約による場合は、例外的|いと判断し、企画コンペ方式による随意契約が

しかし、自治体の調達は、一般競争入札が原

このため、今後、企画コンペ方式等の随意契 この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般約による場合は、事前承認の際には、上記のよ

選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が 適さない」という主観が入る可能性がある性質 面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況 との整合性の観点から、随意契約によること及 び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記 する必要があると考える。

マッチング支援事業費 報告書P213

【監査意見】企画コンペ方式の予算額の設定について

予算額に対して決算額は約69%であり、予算 額と決算額に比較的大きな乖離がある。(その|業をマッチングするためのWebサイトの改修及 差額は約6,000 千円で、予算額の3 分の1 に近いび保守を委託するものであり、専門性が高く、 金額である。)

当該企画コンペでは、技術的にも優秀な提案┃予算額を設定したものである。 が選定された上に事業費額も抑えられており、 経済性の観点からは望ましい結果ではあるもの|することから、県全体の調達実績では、類似の の、結果論ではあるが、予算額がやや過大で事例があり、その事例も参考に予算額を設定す あった可能性も考えられる。

質上、質を追求する必要がある場合に、事業者|に際しては、複数の業者から見積を徴すること の技術力や知識等を活用するために用いられるはもとより、県における類似事業の実績など、 方法であるから、審査の過程においても評価対多角的な観点から予算額の設定を行うこととし 象は技術力や知識力が中心で、価格は重点的なた。 評価対象とはしない方法である。

言い換えれば、予算の範囲内で可能な限り質 の高い提案を募集するために行う方法であるこ とから、予定価格の設定も行われないため、選 定にあたり価格交渉の余地が殆どないものと思 われる。(企画コンペ方式の場合、完成した案 を選んでいるため、選定後の仕様変更は行われ ず、提案された内容で提案者と随意契約を結ぶ ことになる。)

企画コンペ方式がこのような方法であるとは いえ、経済性の観点からは価格の要素を全く無 視することも望ましくない。そうなると、企画 コンペ方式の場合、予算設定の段階で慎重かつ

(産業人材課)

当事業は、UJIターン就職希望者と県内企 予算積算の際に、複数業者からの見積を参考に

一方で、県が管理するWebサイトは複数存在 ることも可能であったと考える。

そもそも企画コンペ方式は、契約の目的や性 このため、今後、同様の事業の予算額の設定

適切な金額設定をすることでしか、事業費の過 度な膨張に対する牽制を働かせる機会はないも のと考えられる。

今回の場合でも、予算設定にあたり複数の事 業者から見積りを徴収するなどを行っており、 手続きとして重大な問題があったとは言えな い。

ただ、見積りを依頼する事業者は、共に事業 目的の達成に向けて行動する協力者であるとと もに、発注者に対しての受注者という関係にあ る者であることも念頭に置く必要があると考え る。

したがって、企画コンペ方式の予算額の設定 にあたっては、類似事例の金額と比較する等、 複数見積以外にも根拠となる方法の検討や、事 後的に予算額と決算額に乖離が生じた場合には 要因分析等を通じて今後の予算設定の精度向上 に努める等、より慎重な対応が求められるもの と考える。

産業人材確保プロジェクト事業費 報告書P219

【監査意見】佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の総会承認前の執行残返納について

事前に返納に関する取り決めなどがない限 もある。(推進会議の総会の承認なく資金を県」から、総会による決算額の承認を受ける前に、 が管理するのであれば、県営事業として実施し返納を行った。 たうえで産学の意見を取り入れながら運営して いく体制でもよかったのではないか、というこ|てはじめて返納するものであることから、決算 とにもなりかねない。)

推進会議は全額県からの負担金(上記の通たものと考える。 り、一部の財源は国から)で運営されていると 今後、執行残が生じ、県への返納が生じる際 はいえ、県から外部の団体に拠出された資金でには、決算報告と合わせて、県への返納額に関 あり、その執行残の返納が自主的なものである|して総会による承認を経た後、返納することと のであればなおさら、その返還の決定は推進会した。 議の意思決定によってなされるべきである。

一度受け入れた資金の返納という事案の性質 から考えて、その意思決定機関は推進会議の総

(産業人材課)

執行残の返納に関しては、年度末の総会にお り、資金拠出側の一存で当該資金を回収するこ┃いて返納を行うことの概略の報告を行い、推進 とは、推進会議の主体性に影響を及ぼす可能性【会議でのコンセンサスは得られていたとの判断

> 一方で、返納額については、決算額が確定し 報告と合わせて総会に議案を上程すべきであっ

会であることが適当と考える。

一般的にも、総会承認により決算が確定する ものであり、決算が確定したことにより執行残 が確定し、結果として自主返納額が確定するも のと思われる。したがって、推進会議の総会承 認後に、返納を行うことが望ましいと考える。

あるいは、資金の全額を一度に拠出するので はなく複数回に分けて拠出し、最終回の拠出金 額を実際の必要金額に応じて調整することで、 そもそも返還がほとんど発生しないような資金 の拠出方法を採用する等の対応が可能であれ ば、そのような方法も考えられる。(この場 合、最終回の拠出金額を変更する際には、推進 会議の臨時総会を開催し、補正予算の承認を得 る必要が生じるものと思われる。)

産業人材確保プロジェクト事業費 報告書P220

【監査意見】佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の運営に関する基本要領等の整備につい 7

今回は、事業の一部が地方創生推進交付金に 採択されたことで、自主的に返納しようと前向│く、産業界や大学等の意見も踏まえた上で推進 きな対応を行った結果、意見を述べる点が生じ|していくことが重要であり、産学官が連携して たものであるが、産学官連携で会議体を運営し取り組む「産業人材確保プロジェクト推進会 目的を達成しようとする試みは非常に有意義な|議|を立ち上げ、県が事務局となって取り組ん ものと考える。

ただ、このような、県も構成員に含まれるよ うな会議体を通しての事業運営ということ特殊|とから、会計処理規定については、地方自治法 な状況の事務手続きを行っていくにあたり、原┃や佐賀県財務規則を準用したものとしている。 |則的な規定である佐賀県財務規則を参考に手続| きを進めていくのでは、十分な対応が難しい┃等の会議体において、どのような運用がなされ ケースが出てくる可能性も考えられる。

可能性も踏まえ、このようなケースの基本要領人。 等を定めることも検討した方がよいのではない かと考える。

(産業人材課)

産業人材の確保にあたっては、行政だけでな でいるところ。

推進会議には、県が負担金を拠出しているこ

まずは、県が事務局を担っている他の協議会 ているのかを調査し、適切な事務手続きができ そのため、今後同様の会議体運営が行われる|るようまずは会計処理規程を見直すこととし

ひろげよう"佐賀の味"推進事業費 報告書P222

【監査意見】佐賀牛看板のデザイン費について

安全上の理由により看板が却下されたことに ことは理解できるが、事前に打診をする等、経|議が整わず、看板の設置は実現しなかった。 済性の観点から慎重な判断が必要ではないかと 考える。

(流通・貿易課)

「佐賀牛」のシルエットを模った広告看板を より、他に転用が出来ない場合は看板のデザイを買駅ホームに設置することを目的として、佐 ン費が無駄になっている。確かにデザインがな【賀駅側との協議を円滑にするため、デザインイ いと佐賀駅とも具体的な協議ができないという┃メージの作成をデザイン会社へ依頼したが、協

> 相手方との調整のため難しい面もあるが、今 後は、より事前の調整を綿密に行うなど、慎重 な対応を進めたい。

最高の朝ごはん推進事業費 報告書P224

【監査意見】業務完了報告書の報告内容について

確かに業務委託仕様書にはホームページの更 新について、委託業者から佐賀県への更新内容を明確にしていなかったこと及び業務完了報告 や更新日時の報告義務などの記載はない。た|を受けた際に、記載内容の確認が十分にできて だ、年間のPV の推移についてはホームページ いなかったため、御意見をいただいたところ。 の更新時期及び内容との相関関係を分析するこ とで、より効果的及び効率的な運用をすること|新時期及び内容の報告を受けることが望ましい が可能かと思われる。また、ホームページの更|旨ご意見をいただいたため、今後は、業務委託 新料等の委託料を支払っていることからも、更|仕様書に報告義務の対象とする項目を明確に記 新時期及び内容の報告を受けることが望まし載することや業務完了報告書の作成に当たり、 い。

(流通・貿易課)

業務委託仕様書において、報告に関する記載

より効果的及び効率的な運用のためには、更 委託業者と報告書記載項目に関する事前の打合 せ等を行うことにより対応したい。

最高の朝ごはん推進事業費 報告書P225

【監査意見】九州佐賀国際空港への「佐賀海苔自動販売機」の設置について

業務委託仕様書には「佐賀海苔自動販売機」 の設置および年間を通じた管理・監督の実施と あるが、委託業者からの業務完了報告書におい て報告を受けていない、つまり業務完了報告書 が仕様書(最高の朝ごはん企画・運営業務委 託)に基づいた運営となっていないことは問題

(流通・貿易課)

販売実績の報告については、自動販売機の設 置先の事業者から定期的に情報提供を受けてい たが、業務完了報告書にはこれらに関する記載 がされてなかった。。

このため、今後は業務委託仕様書に基づき業 務完了報告書への記載が必要であることを認識

である。今後は佐賀県として責任を持ち、業務│し、業務完了報告書の作成に当ってはり、事前 完了報告書において販売実績の報告を受け、佐 賀県として把握すべきと考える。

に委託業者と報告書記載項目に関する打合せ等 を行うことにより、報告すべき項目に不足がな いか確認する等の対応したい。

県産農産物新ブランド戦略推進事業費(地方創生交付金) 報告書P228

【監査意見】繰越金の取扱いについて

令和2年度に繰り越す繰越金は3.417千円で あり、佐賀県の毎年の負担金の約23%と多額で|ぬ事態が発生し、年明けに予定していた事業が ある。負担額については毎年同額を単に負担す」実施できなくなった影響から、繰越額が大きく るのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業 なったところであるが、ブランド確立には取組 計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいる|が必要な事業であり、繰越を行い事業を実施す かを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要ることとしたところである。 であるか、それとも負担金額を削減することが ただし、御指摘のとおり適正な協議会運営を 適当かを毎年検証し決定することが必要だと思図るためには、繰越金、負担金とが適当である われる。

(流通・貿易課)

令和元年度については、コロナという予期せ

かの検証は必要なので、しっかりと確認しなが ら適切に対応をしていきたい。

佐賀のりイメージアップ総合戦略事業費 報告書P234

【監査意見】繰越金の取扱いについて

令和2年度に繰り越す繰越金は2,740千円で あり、佐賀県の毎年の負担金の約55%と多額での感染拡大が始まり、フェアやイベントの開催 ある。負担額については毎年同額を単に負担す|が中止または延期となったため、予定していた| るのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業 事業が実施できなかった。 計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいる かを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要ルス感染拡大の影響があったため、次年度は様 であるか、それとも負担金額を削減することが子を見たい。 適当かを毎年検証し決定することが必要だと思 われる。

(流通・貿易課)

令和元年度は年明けから新型コロナウイルス

令和元年度の多額の繰越金は新型コロナウイ

また、事業内容が硬直化しつつあるため、次 年度より新たな事業(新海苔キャンペーン、手 巻き寿司企画)を実施していく。

中小企業海外展開ステップアップ支援事業費報告書P238

【監査意見】補助事業の内容について

確かに中小企業海外展開ステップアップ支援 る必要があるのではないかと考える。

(流通・貿易課)

当該事業の補助対象経費として委託費を認め 事業補助金交付要綱第3条の補助対象事業に基│ており、補助事業者が実施する委託事業につい づく支出であるが、経済性の観点から佐賀県と|て、その内容について口頭での聞き取りは行っ してもう一歩踏み込んだ内容まで把握・管理するでいたものの、実績報告において委託内容の詳 細について書面での提出を求めていなかった。

> 今後は、補助対象事業として一定金額以上の 委託業務があった場合は、その内容及び成果に ついて実績報告において書面で提出させること とする。

中小企業海外展開ステップアップ支援事業費報告書P238

【監査意見】消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について

本事業の交付要綱第5条3項の中で補助事業 者が補助金を申請するときには、当該補助事業|税非課税事業者に対しても消費税相当分の補助 に係る消費税及び地方消費税を除外して申請し★金を交付していない実態はある。 なければならない、とあり、消費税が課税事業 者ではない場合(控除対象仕入税額として仕入り小事業者であることから、補助事業者側の事務 税額控除しない場合)も消費税相当分は補助し┃負担軽減という意味合いもある。 ないこととなっている。

うかは行政の方の裁量であり、仮に消費税等込事務負担増に伴う補助事業実施への影響の有無 みで補助した場合に消費税等の申告書で仕入税┃などを調査し、類似事業の動向も踏まえ、より 額控除した場合は、返還の問題が生じ、事務負┃適切な運用の在り方を研究していく。 担も増大となる。

しかしながら、課税事業者ではない事業者、 もしくは100%の仕入税額控除を受けていない 事業者も存在し、その事業者が最初から消費税 等相当分まで補助を受けることができないと、 同様の補助金対象となる事業を行っても課税売 上割合等によってその事業者の実負担額が異な り、公平性が損なわれてしまう。

消費税等の仕入税額控除の確定を以て精算す る運用は事務負担が生じることも理解できる が、事業者間の公平性という観点から、事業者 の仕入税額控除の状況を考慮した運用を期待し たい。

(流通・貿易課)

当該補助金においては、ご指摘のとおり消費

これは、当該補助金の交付対象者が県内の中

今後、補助事業者における非課税事業者の割 確かに消費税相当分を補助の対象とするかど|合や仕入税控除を考慮した運用とすることでの

さが伝統産業等創造支援事業費報告書P241

【監査意見】展示会等への出展などに対する補助について

令和元年度の実績報告書から判断すると、目 47%と多い。現時点では当事業において相当の|付かない場合も少なくないものと考える。 効果があったと判断することは難しい。

極的な事業化を促し伝統的地場産業の振興を図|助制度の見直しを行っているところであり、今 できなかったのかの見直しをサポートし、地場|補助制度としていきたい。 産業の振興を実現していただきたい。

(流通・貿易課)

当該事業においては、新規性・独創性等の高 標を達成している事業者は売上高では23%、利┃い意欲的な取組を補助対象としていること、ま 益では23%、取引件数では36%と少ない。また、新商品開発・開発商品のブラッシュアッ た、目標の50%も成果を出せていない事業者はプ・販路開拓等様々なフェーズの事業者が存在 売上高では60%、利益では32%、取引件数ではしていることなどから、当該年度に取引に結び

そのような中にあっても、令和元年度から審 当事業は意欲的な事業者の取組を支援し、積|査会による事業者選定を取り入れるなど適宜補 ることになる。佐賀県として、なぜ目標を達成|後も産地と意見交換を行いつつ、より効果的な

産地再生プロモーション事業費報告書P243

【監査意見】産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助について

されるものであるが、現状は実績が目標値を大し、①東京インターナショナル・ギフト・ 幅に下回っている状況である。事業費は縮小傾|ショー、②テーブルウェア・フェスティバルに 向にあるが、令和元年度の目標値と実績値の乖し田展している。 離の分析のサポート、PDCA サイクルに基づく 改善策の検討や、必要に応じた事業規模の縮小|リンピック競技大会の影響から例年と異なる会 等の検討も必要であると考える。

(流通・貿易課)

補助金の額は目標とする効果を期待して交付 伊万里・有田焼産地組合は本補助事業を活用

①については、東京2020オリンピック・パラ 場での開催となり、来場者数は前年比約87% (約27万人)に減少したものの、産地組合の売 上は前年比約210%(8百万円)に倍増してお り、また、②についても、新型コロナウイルス 感染症拡大の影響により、前年比約93% (約26) 万人)に減少したものの、産地組合の売上は前 年比102% (23百万円) と売上を維持している ことから、元々の目標が高すぎることが考えら れる。

今後、目標設定等について、産地組合と意見 交換しつつ、目標値と実績値の乖離を小さくし ていきたい。

県産品販売支援事業費 報告書P248

【監査意見】補助事業の内容について

委託業者からさが県産品流通デザイン公社に 対して業務完了報告書などは提出されているにおいて、委託契約時における委託内容の確認 が、中身について詳細な内容まで記載がなく、 委託内容の詳細が把握できない。ヒアリングの┃に、書類の確認が十分にできていなかった。 結果、おそらくは80 品目ほどの商品棚の設置で│ 補助金の用途の経済性の観点から無駄なコス あるとのことである。佐賀県としては、補助金|トがないことの確認のために、委託内容の詳細 の用途の経済性の観点から無駄なコストがないの把握は必要であることから、今後は補助金の ことの確認のためにももう一歩踏み込んだ内容|実地検査の際に、一定金額以上の委託契約につ まで業務報告書を活用し把握する必要があるのいては、委託契約書や業務完了報告書等の関係 ではないかと考える。

(流通・貿易課)

実施主体であるさが県産品流通デザイン公社 が不十分であり、県も補助金の実地検査の際

書類の確認を行うなどにより、改善を図ってい きたい。(令和2年度実績に係る検査から実施 済)

県産品販売支援事業費(地方創生推進交付金) 報告書P252

【監査意見】繰越金の取扱いについて

令和2年度に繰り越す繰越金は16,365千円で あり、佐賀県の毎年の負担金の約96%と多額で 染症の感染拡大等により、令和元年度の未執行 ある。負担額については毎年同額を単に負担す 関が増えたこと等により、令和元年度から令和 るのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業 2年への繰越金は大きく増加した。 計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいる かを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要┃るのではなく、事業計画に基づき、負担金額を であるか、それとも負担金額を削減することが1決定することが適当であると考えたため、事業 適当かを毎年検証し決定することが必要だと思|計画を見直し、例年の2分の1の金額に負担金 われる。

(流通・貿易課)

香港での民主化デモや新型コロナウイルス感

令和2年度においては、毎年度同額を負担す を減額する対応を行った。

今後も、負担金の過度な増加が見込まれる場 合には、必要性等を検証した上で、負担金額を 決定することとしたい。

県産品販売支援事業費(地方創生推進交付金) 報告書P253

【監査意見】九州貿易振興協議会への負担金について

県内企業にとっては、商談会を通して大きな 商取引となる可能性もある。佐賀県として負担レ公社のネットワークを活用して参加者の募集 金を支出するのであれば、多くの県内企業が参を行っていたが、商談会の参加企業、全43社の 加できるように創意工夫が必要ではないかと考うち県内企業は1社のみだった。 える。

(流通・貿易課)

令和元年度において、さが県産品流通デザイ

この点、商談会の条件等により、参加する県 内企業数の増減、地域的な偏りは一定程度ある と考えるが、参加数を増やすための工夫は必要 と考え、令和2年度は、当課でヒアリングを 行った企業に直接情報提供するなど参加企業を 増やすために周知方法を工夫した。

この結果、各取組に延べ15社程度が県内から 参加されたため、次年度以降も、当課及びさが 県産品流通デザイン公社のネットワークを活用 し、一定程度の参加が見込まれるよう、周知方 法等を工夫して行っていきたい。